第五項	合計額	合計額及び次条第四項の規定により各市町村に対して介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金として交付すべき額の合計額
	総額	総額及び介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の総額の合計額
	普通調整交付金	普通調整交付金及び介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（以下この項において「新令」という。）第一条の三（第五項及び第六項を除く。）の規定は、平成二十八年度分の介護保険法第百二十二条の二第二項の規定による交付金から適用し、新令第一条の三第五項及び第六項の規定は、平成三十年度分の当該交付金から適用する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十七号

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、及び同法附則第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第一条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の前の見出し並びに同条及び第二条を削る。

第三条の前の見出しを削り、同条第一項中「第五号施行日前において」を「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（第二号において「年金機能強化法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）前において」に改め、「生じた厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加え、「第九条第一項及び第十四条第一項」を「第七条第一項及び第十二条第一項」に改め、同条を第一条とし、同条の前に見出しとして「（継続短時間労働被保険者に係る老齢厚生年金等の支給停止に関する経過措置）」を付する。

第四条第一項中「第七条、第十条及び第十二条」を「第五条、第八条及び第十条」に改め、同条を第二条とする。

第五条第一項中「第三条第一項」を「第一条第一項」に、「第八条、第十一条及び第十三条」を「第六条、第九条及び第十一条」に、「第十一条に」を「第九条に」に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第一条第二項」に改め、同条を第三条とし、第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

第八条中「第六条」を「第四条」に、「第十三条に」を「第十一条に」に改め、同条を第六条とし、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

第十一条第一項中「第九条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「第六条」を「第四条」に改め、同条を第十条とする。

第十三条中「第六条」を「第四条」に改め、同条を第十一条とし、第十四条を第十二条とする。

第十五条の前の見出しを削り、同条第一項中「第十七条に」を「第十五条に」に、「以下第十七条」を「以下第十五条」に、「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「（継続短時間労働被保険者に係る退職共済年金の支給停止に関する経過措置）」を付する。

第十六条中「国家公務員共済組合法（」の下に「昭和三十三年法律第百二十八号。」を加え、同条を第十四条とし、第十七条を第十五条とする。

第十八条第一項中「第二十条に」を「第十八条に」に、「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十九条を第十七条とし、第二十条を第十八条とする。

（継続短時間労働被保険者に係る老齢厚生年金等の支給停止に関する経過措置）

第二条　公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（第一号及び第二号において「持続可能性向上法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前において支給事由の生じた厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（以下「障害者・長期加入者の老齢厚生年金」という。）の受給権者（次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の被保険者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。以下「継続短時間労働被保険者」という。）に限り、第八条第一項及び第十三条第一項に規定する者を除く。）について、同法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

一　第二号施行日前から引き続き同一の事業所（厚生年金保険法第六条第一項に規定する事業所をいい、持続可能性向上法第七条の規定による改正前の公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。次号において「年金機能強化法」という。）附則第十七条第一項に規定する特定適用事業所に該当したことがある事業所を除く。）に使用される者であること。

二　次のイ又はロに掲げる者であること。

イ　持続可能性向上法第七条の規定による年金機能強化法附則第十七条第一項の規定の改正により第二号施行日において厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（ロにおいて「第一号厚生年金被保険者」という。）に限る。）の資格を取得した者

ロ　持続可能性向上法第七条の規定による改正後の年金機能強化法附則第十七条第五項の申出が受理されたことにより当該申出が受理された日（第二号施行日から起算して一年を経過した日の属する月の末日までに限る。以下この項において「受理日」という。）において厚生年金保険の被保険者（第一号厚生年金被保険者又は厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者に限る。以下このロにおいて同じ。）の資格を取得した者（第二号施行日から受理日の前日までの間に前号の同一の事業所に使用されたことにより厚生年金保険の被保険者であった期間を有する者を除く。）

三　第二号施行日（前号ロに掲げる者にあっては、受理日。以下この号において同じ。）以後引き続き第二号施行日に取得した厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であること。